

週報

十月二日號

第二〇七號

昭和十五年十月二日

日曜 郵便物認可

行 (毎週一頁本誌日發行)



國土計畫について
皇軍佛印に進駐

日獨伊
三國條約締結

五錢

週報

十月二日號

第二〇七號

昭和十五年十月二日

第...號郵便物認可

(每週一回水曜日發行)

國土計畫について
皇軍佛印に進駐

曰獨伊
三國條約締結

五錢

露光量違いにより重複撮影

一路邁進せよ

世界新秩序建設へ

(第二〇七號)
十月二日(日)

日獨伊三國條約締結

三國條約の要旨
重時時局に直面して
内閣理大臣 近衛文麿・六
認書を拜して 松岡外務大臣謹誌・〇

週報

女子米徴納 初給買金の基決定
労働 省・三
電気通信の話 逓信 省・三
行政裁判法施行五十年に當つて 行政裁判所 三
米穀配給統制について (下)
農 林 省・三
地方整理法施行についての注意 厚生 省・三

週

問

日

談

九月二十日(金)
▽紀元二千六百年記念觀兵式、十月二十一日代々木原頭にて舉行せられる旨發表さる、諸兵指揮官朝香宮鳩彦王殿下、▽民間航空團體統合措置要綱閣議決定
九月二十一日(土)
▽全國金融協議會創立、會長に結城日銀總裁決定、▽泰佛間國境確定委員會成立
九月二十二日(日)
▽シンガポール政廳、邦人數名を不法拘留
九月二十三(日) 秋季皇覽
▽日、佛兩國政府諒解のもとに皇軍佛領印度支那へ堂々進駐
▽佛印の運命開拓には日本の協力が必要と、ドクー佛印總督聲明
九月二十六日(水)
明 ▼日本、ブラジル文化條約締結、▼英艦、佛領西アフリカの要港ダカールを砲撃
九月二十四日(火)
▽國土計畫設定要綱閣議で決定
九月二十五日(水)
▼皇軍、更に海防より佛印へ進駐
九月二十六日(木)
▼今事變陸軍戦死者第二十一回論功行賞發表
九月二十七日(金)
▼日、獨、伊三國條約ベルリンで調印、長くも認書を發表あらせらる、▼大政黨會首顯部の顔觸れ決定
九月二十八日(土)
▼鐵道、折務、厚生の専任大臣決定

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提携協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク懽ブ所ナリ惟フニ萬邦ヲシテ各其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名 御璽

昭和十五年九月二十七日

（署名の姓名は國務卿に於て關心を附したるものである）

告諭

日獨伊三國條約ノ締結ニ當リ、畏クモ大詔ヲ渙發セラレ、帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。恭シク惟フニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我が帝國ノ精神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是ナリ。昨秋歐洲戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂益々擴大シ、底止スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テカ速ニ禍亂ヲ戡定シ、平和克復ノ方途ヲ講ズルハ、現下喫緊ノ要務ナリ。適ニ獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同ジウスルモノアリ。因リテ帝國ハ之ト相提携シ、夫々大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ新秩序ヲ建設シ、進ンデ世界平和ノ克復ニ協力センコトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至レリ。今ヤ帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レドモ帝國ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尙遼遠ニシテ、幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトアルベキヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ謹デ聖旨ヲ奉體シ、非常時局ノ克服ノ爲益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ、協心戮力如何ナル難關ヲ突破シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期セザルベカラズ。是レ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣 公爵近衛文麿

三國條約の要旨

歴史的な日獨伊三國條約は、昭和十五年九月二十七日ベルリンに於て締結された。
條約の要旨は左の通りである。

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約要旨

大日本帝國政府、獨逸國政府及び伊太利國政府は萬邦をして各、其の所を得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り、大東亞及び歐洲の地域に於て各、其の地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し、且つ之を維持せんことを根本義と爲し、右地域に於て此の趣旨に據れる努力につき相互に提携し且つ協力することに決意せり。而して三國政府は、更に世界到る所に於て同様の努力を爲さんとする諸國に對し、協力を吝まざるものにして、斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せんことを欲す。依つて日本國政府、獨逸國政府及び伊太利國政府は左の通協定せり。

第一條

日本國は獨逸國及伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

第二條

獨逸國及伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

第三條

日本國、獨逸國及伊太利國は前記の方針に基き努力に付相互に協力すべきことを約す更に三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す

第四條

本條約實施の爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合專門委員會は遲滞なく開催せらるべきものとす

第五條

日本國、獨逸國及伊太利國は前記諸條項が三締約國の各とソヴィエト聯邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す

第六條

本條約は署名と同時に實施せらるべく、實施の日より十年間有効とす
右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約國は本條約の更新に關し協議すべし

重大時局に直面して

内閣総理大臣 公爵近衛文麿

今回政府は世界歴史の一大轉換期に際し、畏くも 天皇陛下の宏大無邊なる聖旨を仰ぎ奉り、ドイツ及びイタリヤと三國條約を締結し、世界恒久の平和と進歩のため、協力邁進するに決したのであります。この秋に當り、不肖内閣總理大臣の要職を辱し、顧みて責任の極めて重大なるを痛感し、こゝに全國民諸君に向つて、率直に時局の真相を語り、諸君の一大發奮に懇へたいと思ふのであります。

顧みれば支那事變勃發以來既に三星霜、殺聖文武なる 陛下の稜威の下、忠勇義烈なる陸海將兵の奮闘により、實に空前の戦果を収め得たのであります。しかしながら此の間、東亞を繞る關係列國の動きは、ますます事變の性質を複雑にし、その解決を困難ならしめてをるのであります。究極するに日支の紛争は、世界舊體制の重壓の下に起れる東亞の變態的内亂であつて、これが解決は世界舊秩序

の根柢に横たはる矛盾に、一大斧鉞を加ふることによつてのみ達成せられるのであります。乃ち日本は眼前の支那事變を解決すると同時に、全世界の紀元を更新すべき絶大の偉業に參劔し、その重要な役割を分擔せねばならなくなつたのであります。

活眼を開いて東亞と歐洲の現状を見れば、日獨伊三國は、實に、各、その持場に於て舊秩序打開のために共通の努力を續けつゝあるのであります。即ちドイツ及びイタリヤは歐洲に於て新秩序を建設せんとして居るのであり、日本は大東亞の地域に於てアジア本來の姿に基づく新秩序の建設を期しつゝあるのであります。

そも、世界歴史の現段階に於て、直ちに世界を一單位とする組織の完成を期待することは出来ないのであります。世界の諸民族が數個の共存共榮圈を形成することは、必然の勢ひであります。而して日本が東亞に於て、ドイツ、イタリヤが歐洲に於て、この共存共榮圈を指導すべき立場に立つことは、歴史上より見るも、地理上より見るも、經濟上より見るも、これまた必然の勢ひである。私はかゝる必然の傾向を阻まんとする處に、歐洲に於ては第二次大戰の勃發を見、東亞に於ては準戰時的國際關係の緊張を示すに至つたものと思ふのであります。果して然らば、日本が獨伊に協力し獨伊が日本に協力し、三國相寄り相扶けて、場合によつては軍事同盟の威力をも發揮せんとするに至れる、これまた必然の勢ひであります。かく概し來れば、われは、今や有史以來の一大國難に直面したと云ふべきである。われは、この際、一大決心を以てこの國難の中に突入し、斷乎として之を突破

するの覺悟がなければならぬのであります。

今や日本は、既に過去三年有餘に亘る支那事變により、幾多忠勇なる將兵を犠牲にし、且つまた多大の國帑と經濟力とを消耗したのであります。然れども非常時日本は、一面に於てこの戦時の一大消耗を賄ひつゝ、猶ほ生産力の擴大と軍備の充實とに全力を注がねばなりません。これがため消費財の生産は大に制限せられ、一般國民生活も著るしく抑壓を蒙るに至つて居るのであります。しかも國民諸君が此の實狀に直面して克くその困難に耐へ、相携へて元氣を振ひ起しつゝ、あることに對して、私は衷心より敬意を表するものであります。政府はかくの如き日本の社會情勢を検討し、更に緊迫せる國際關係と照し合せてこれを考ふるべきとき、この三國條約を締結することは、經濟的にも、軍事的にも、この時艱を克服し得る最善の方策なりとの確信に到達したのであります。

われ／＼はかくの如き重大時局にのぞみ、發國の精神に基づき、萬民翼賛の舉國新體制を確立せんがため努力を致して居ります。この新體制に生命を與へ、その精神を躍動せしむるものは、非常時國策の實踐であります。畢竟、新體制は机上の構想によりて決せず、難局打開の行動過程に於て發育し大成すべきものであります。今や日本の前途には民族の運命を賭すべき重大問題が横たはつて居る、しかもわれ／＼は積極的に邁進して、光明の一路を踏み開かんとするものであります。ここに於てが、千辛萬苦は固より覺悟の前である。實にわが國は今や一億一心、否一億が眞に一心となつても、猶ほ足らざる環境に置かれてゐるのであります。

凡そ一國が泰平無事の際には各方面自ら放漫に流るるを免れないのであります。しかしながら一たび國難來らんとするに當りては、何はさて措いても、全國民が結束して眼前の難關を突破せねばならず、そこに分派對立の餘裕も、自由討論の餘地もなく、一身の生活と享樂は同胞のために、個人の榮譽と利益は君國のために、安んじて犠牲に供されねばならぬのであります。非常の場合に直面して、恐れず、疑はず、奉公の誠を致すは、實に日本國民の眞の姿であり、同時に、全國民をして各、その處を得しめ、その全精神を傾け、その全能率を發揮して、國事に盡さしむるは、實に非常時内閣の責任である。新體制は實に上意を下達して國民を誘導し、下情を上通して君民一體の政治を完成せんとするものであります。乃ちその處を得しむるは政治の任、その誠を致すは臣子の分、かくの如くにして始めて義は君臣にして情は父子たる我が國體の精華を發揮し得べく、新體制の理想も亦是に盡きるのであります。

政府は聖旨を奉體し、外に萬全の外交方策と、内に萬民翼賛の體制とを確立し、以て積極的國難打開の途に乗り出したのである。政治は國民に對しては眞實を語り、その犠牲と奉公とを期待することにも、政府もまた奮勵努力、全國民に對し最低の生活と最大の名譽とを保證せんとするものであります。日本國家は非常時に際し、一人の暖衣飽食を許さず、また一人と雖も飢寒に悩む者あらしめず、億兆その志を一にし、その力を協せて、海外萬里の波濤を開拓せねばなりません。切に諸君の發奮を望む次第であります。(九月二十八日夜放送)

秩序を作るために力を合はせ、三國のいづれかが、歐洲戦争又は支那事變に仲間入りをしてゐない國から攻撃を受けました場合、この三國は政治上、軍事上及び經濟上のあらゆる手段で御互ひに助け合ふことに成つてをります。従つて此の條約が出来たからと言つて、わが國は現在の歐洲戦争に参加するものではありません。

又いづれの國に對してもわが方より戦争を挑まうとするものでもありません。又この條約は日、獨、伊三國とソヴェト聯邦との間の事には少しも影響を及ぼすものではありません。

なほ本條約に於ては、大東亞の新秩序を造り出すことにつきまして、ドイツとイタリアは、日本の指導的地位、即ち平たく言へば、先達とでも申しませうか、これを認め、また歐洲に於て獨伊兩國が、現に國を略してまで闘つてをりますところの新秩序建設につき、日本は獨伊兩國の指導的地位を認め、そして日、獨、伊三國が、お互に力を合はせ、あくまで助け合つて行かうといふことを定めたのであります。

この條約の出来ましたことによつて、一面獨伊二大國をわが強い與國に持つことが出来たのであります。他面大東亞の指導者、即ち先達としての、わが國の責任はいよいよ重きを加へたのであります。政府はあくまで平和な手段で以てこの責任を果す積りでありますが、時と場合によつては眞に重大な覺悟を必要とすることが無いとは限りませぬ。前途には幾多の障礙と困難とが横たはつてをりまして、並大抵のことではこれを乗切ることが難かしいといふことを篤と承知し、充分に内外の情勢を考へ、官民一體となつて一切の苦難と犠牲とを忍び、いよいよ奮勵努力して大御心に副ひ奉ることを期すべきであります。

われ國民に有難い詔書を下し置かれました。この機會を持ちまして、こゝに謹んで、この條約の成立したといふことと併せてその意義につき聊か私の考へを申述べて、この際の御挨拶に代へる次第であります。

皇軍、佛印に進駐

大本營陸海軍部發表（九月二十三日）

日佛印現地軍當局において八月廿五日及び同廿日續まりたる日佛兩國政府の間の話合に基つき九月初旬以來軍事問題に關し交渉中のところ、九月廿二日午後四時卅分（日本時間）に至り協定の成立を見るを以て陸海軍部は本協定に基つき廿三日佛印北部に平和的進駐を開始せり。わが部隊の國境通過に當り一部若干の紛争を見たるもの如きも今後大なる支障なく進駐完了に至るものと期待しあり。

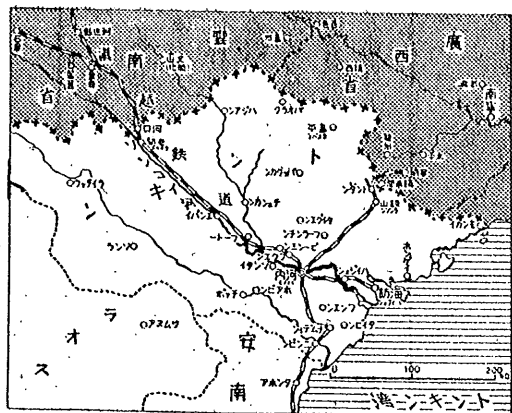
協定成立まで

支那事變の解決と東亞新秩序建設に密接なる關係を有する佛領印度支那問題について、松岡外務大臣は、八月以來駐日フランス大使アンリー氏と友好的話合ひを行つてゐ

たが、その結果フランス側は今後わが陸海軍に印度支那における軍事上の便宜を與へることを承諾した。これは實に意義深いことといふべきで、わが支那事變處理は、これによつていよいよその最後の仕上げへと急ぐこととなつた。

いま、佛印との交渉経過を簡単に述べてみよう。わが佛印援將ルード監視委員長西原少將の一行が、佛印の河内に着任したのは去る六月二十九日で、それ以來、カトルー佛印前總督やドクレー現總督を相手に交渉を續けた。しかしこれまで敵性を發揮してきた佛印との交渉だけに、さう簡単には進捗せず、遂に現地の交渉は八月から東京に移され、松岡・アンリー會談となつた。この會談は八月二十五日漸く意見の一致を見、同月三十日になつて話合ひはまとまつた。

そこで西原少将はこの取極めに基つきドクレー總督と折衝せんとしたが、佛印の希望により、マルタン軍司令官と交渉開始することになり、九月四日兩者の間に原則的



を振りまいて世界の輿論を有利に導かうとし、はては原則的協定さへも破棄せんとするに至つた。かくて日・佛印間の空気が極めて險惡となり、在留邦人の

總引揚準備命令さへ發せられた。しかしわが代表は辛抱強く相手方の諒解するを待ち、松岡・アンリイ協定によつて種々種説得し、遂に九月二十二日に至つて、漸くわが要求の正當なることを是認せしめるに至り、幾度か破局の危機に追ひやられた日・佛印協定も、同日午後四時三十分圓滿成立したのである。

九月二十三日の領南關附近よりする佛印北部への平和的進駐及び二十六日の海防よりの海路進駐は、いづれもその協定に基づく公正なる行動である。

進駐の意義

日・佛印間の軍事協定が、支那事變處理ひいては東亞新秩序建設に與へる意義は、極めて重大である。由來佛印は、敵性國家群の援將路中、最大且つ最重要のものであつた。従つてこれらの援將國家群が、今回の協定を喜ばぬことは當然であり、如何にしても援將基地を手離したくないといふのが、その肚であつた。日・佛印協定が迂餘曲折して遷延したのも、まさしく佛印が從來の敵性を早急に拂拭し得なかつたのである。今回の協定は實にかうした文化的、歴史的的重大意義をも有するのである。

つた結果に他ならない。

いづれにしてもこの協定は、重慶政府に對する一大痛撃である。即ち佛印援將ルートは、從來も皇軍の力と政治的交渉によつて遮断されてはゐたが、しかしそれだけでは完璧を期することは無理であつた。それが今度といふ今度こそは、根元からフツリ切斷されてしまつたわけである。

北部佛印進駐の意義はそればかりでない。佛印の西方に介在するビルマよりの輸出路に對して、眼のあたり睨みをきかせることができるので、これがためビルマ・雲南ルートも必ず大打撃を蒙ることと思はれる。

ともかく南方よりの二大援將ルートを断たんとする帝國の政策はこゝに具現化したのであり、更に一步進んで將政權への直接的打撃を與へることも可能となつたのである。

いま、日・佛印の協定によつて、始めてわれわれと歩調を合せ、運命を共にし、東亞共榮圏の積極的部分として、その確立に出發し得る機會を與へられたことは、佛印民衆の意識するとせざるにかゝはらず、東亞人の銘記すべきこと

日佛共同聲明 (九月二十七日)

東亞新秩序建設及び支那事變解決に資する目的を以てする佛印印度支那に關する基礎的談合は去る八月東京に於て松岡外務大臣とアンリイ在佛國大使との間に友好的精神を以て行はれたり。日本政府は東亞における佛國の權利及び利益特に印度支那の領土保全並びに同聯邦の全部に對する佛國の主權を尊重する意圖を有する旨の保障を佛國政府に與へ、佛國政府は日本政府に對し、印度支那において帝國陸海軍のためその作戦行動遂行に必要なる特殊の諸便宜を供與すべきことを承諾せり。尙右軍事上の便宜供與につき具體的決定を行ふため河内において日佛軍當局間に話し行はれたる處、九月二十二日圓滿妥結に到達せり。

協定の後に來るもの

日・佛印協定によつて直接的大打撃を受けるものは、言ふまでもなく、重慶政府である。南方の二大ルートを断

たれた重慶の苦惱は當然のことながら、一方、陰に陽に蔣一派を助けて、蔣介石の氣持を引き立てて来た援蔣クラブの有力メンバーがその態度を改めたことは、歴史の不可避的推移であつて、蔣政権及びこれと結託する敵性國家の肝に銘じなければならぬ嚴肅な教訓である。

だが、それにもかゝらず、依然として迷夢さめやらず、ますます敵意を露骨にしてくる様子の見られることは、まことに盲蛇に怖じずの感なきを得ない。即ち傳へる所によれば、重慶政府は突止千萬にも、駐佛大使顧維鈞をしてフランス政府に抗議せしめたといふことである。また、例によつて例の如く小策を弄し、悪質のデマと哀訴の手を用ひていはゆる援蔣三國に働きかける、英米海軍協定による極東への進出を懇請したと傳へられ、その狂奔ぶりにはあきれるばかりである。しかし、かゝる渺たる憤怒や策謀などは、一步々々と大きく力強く、その進むべき道を進みつゝある新らしき世界の行進の前には、黙殺し去られてしまふであらう。

上海のイギリス系新聞たるデイリー・ニュースが、最近

の紙上において「日本が佛印に侵入して東亞の現状を破壊せんとするも、永久の利益は望まざるものに非ず」との暴論を吐いてゐるのは認識不足も甚だしいといはざるを得ない。

この際われは、一方に於て、佛印進駐による事態の進展に更に一段の勇を鼓すと共に、今後新たに發生するであらう陰險執拗な壓迫に對して、手痛の反撃を加へる用意をしておかねばならない。

新・體制早わかり

新體制とは何か——國民の一番知りたがつてゐるこの質問に、答へるのが本書である。大政翼賛運動の本質を描く、特輯パンフレット。 六四頁 五錢

週報臨時號 十月七日發行

國土計畫について

企 畫 院

國土計畫とは何か

政府が八月一日に發表した基本國策要綱の中に、「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立」といふ一項があつた。この國土開發計畫を如何に定むべきかについては、爾來企畫院が中心となつて研究を重ねてゐるが、九月二十四日國土計畫設定要綱として閣議決定を見るに至つた。この機會に、國土計畫とはいかなるものか、設立要綱を中心に簡単に説明することにしよう。

國土計畫とは、國土の総合的な保全利用開發の計畫である。従つて國土計畫の必要は最近急に唱へられ始めた

ものではない。わが國でも既に、徳川時代に佐藤信淵が「國土經緯」といふ名で國土計畫の重要性を説いてゐるのである。

しかしその國土計畫が、時局下の今日、特に緊急な問題として取りあげられ、基本國策中の主要な一項としてその設定を急がれてゐるのには、次のやうな理由がある。

國土計畫はなぜ必要か

支那事變の目的が東亞新秩序の建設にあり、東亞新秩序建設の理念が、帝國の理想たる八紘一宇の精神を基調とするは改めて説くまでもないが、日滿支各、その分に應じその處に従つて、新らしい東亞の秩序を建設する

ためには、産業経済に於ても、交通その他の方面に於ても、日滿支を通ずる具體的且つ科學的な計畫が必要である。國土計畫が必要とされる第一の理由はこれである。驟つて時局下の國內の状態を見ると、生産力擴充の進展に伴つて、大都市を中心に工場が急激に増設された結果、都市と農村の人口に異常な變化を生じてゐる。即ち都市は過度の人口集中となり、保健、衛生、防空などの上に、或ひは交通問題、住宅問題の上に由々しい問題が惹起してをり、一方農村では先祖傳来の美田が潰滅し、山林が荒廢に導かれるなど、種々の問題が起つてをり、これらの問題に一定の計畫に基づく統制を與へる必要は極めて切實な問題となつてゐる。これが國土計畫を必要とする第二の理由である。

勿論、都市の分散配置の問題、工業の地方化の問題、農業生産の計畫化の問題などは、部分的には研究もされ、實施もされてゐるのであるが、これらの計畫を有機的、綜合的に運営する綜合計畫を缺いてゐる結果、すべての計畫の實行力が弱められてゐる。この缺陷に對處

し、時局下の各種の政策に統一した計畫目標を與へるのが國土計畫である。

世界情勢を見れば、ヨーロッパでは獨逸、南北アメリカでは北米合衆國、北方ではソ聯を中心とする三大ブロックを形成しようとしてゐる。東亞の諸國と民族が、これらの國家群に對應して存立を全うするためには、日滿支を中心とし南洋をも含む東亞の諸國が一丸となつて、一大共榮圈を完成しなくてはならない。世界新秩序の環境としての東亞新秩序の建設には、日滿支を通ずる國防國家態勢の強化が何を以ても緊要である。

従つて國土計畫の目標は、日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖ると云ふところに置かねばならない。地域的には滿支を含み、時間的には國家百年の將來をも考へて、産業、交通、文化等各般の施設と人口の配分とを、國防國家建設の目的に副ふやうに綜合的に計畫し、國土の綜合的利用開發保全を圖るのが國土計畫である。時局下の諸種の政策はこの國土計畫の一貫した指導方針の下に、統制的に推進されなくてはならないのである。

いかに計畫を立てるか

國土計畫の中心問題は産業配分計畫と人口配分計畫である。

工業配分計畫についていへば、重工業、化學工業、輕工業の各業種別の配分計畫が必要であり、日本にはどういふ工業をどの程度に起すべきか、滿洲には何工業を起すか、東北地方には、九州地方には、といふ具合に配分方針を定めてゆくのであり、これに従つて工業地帯をどしどし設けるといふやうに進めようといふのである。

鑛業の配分計畫は、各國土に即した鑛産資源の開發計畫である。

農業についても、例へば内地に於ける食糧の自給限度は如何にすべきか、耕作物の種類を地域別に如何に合理化すべきか、といふやうに農業計畫を立てるのである。水産計畫や林野計畫についても同様である。

すべて經濟に關する計畫の目的は、東亞共榮圈内の

資源を開發し、涵養して、食糧、軍需その他必要物資の自給を出來得るだけ確保し、延いては國際經濟界に於て優勝するべく、努めることをその目標とする。尤も國土計畫といつても、たゞ國土を物として利用開發するといふのではなく、常に我が國土を完成してゆくといふ國土愛の精神を基調として、計畫を進めなくてはならないのである。

人口の配分計畫については、先づ都市配置の問題があり、農業人口とその他の人口を如何に配分するか、職能別人口配分計畫、どの地域にはどの程度の人口を適當とするかの地域別人口配分計畫、更に日滿支を通じての綜合的移民計畫等がある。

人口の配分計畫といつても、必ずしも強制移民や強制的移住を意味するものではなく、人口の理想的分布計畫を立て、その計畫に副ふやうに産業を配分し、また文化、厚生諸施設を配分して、人口が自然に理想の方向に流れて行くやうにするのである。

産業の配分、人口の配分に伴つて、否その前提條件と

して、総合的な交通計画、動力計画が必要なことはいふまでもない。交通計画には、東亜交通通信の整備計画と内外地の交通通信整備計画の二つがあり、陸運、海運、空運の一貫的総合計画が考へられる。動力計画には燃料問題も包含されねばならない。更に根本的には治山治水計画、利水計画も必要である。

以上の国土計画の立案に當つては、産業と人口の統制的配分に重點を置き、交通計画、動力計画と常に有機的な關聯を持たせなくてはならない。そして常に防空問題に重大な考慮を拂はなくてはならないのである。

計画の目標は日、滿、支、南洋を含む大東亞共榮圏の確立にあるが、計画の立案には、例へば五年とか十年とか一定の目標時期を定める必要がある。国土計画には夢がなくてはならぬが、夢であつてはならないからである。

そして国土計画の立案、研究、調査などは、すべて、あらゆる情勢に即應し得る如く、動的、發展的なもの

でなくてはならない。固定的な、靜的なものであつてはならないのである。

国土計画の二つの種類

今回設定しようとしてゐる国土計画は、日滿支計画と中央計画の二つに分れる。

日滿支計画は日滿支三國を通ずる計画であつて、日滿支三國で行ふ国土計画の基準となるものである。即ち日本にとつては次に述べる中央計画の基準となり、滿洲國に對しては滿洲國綜合立地計画の基準となるべきものであり、支那に對しては支那に於て行はるべき諸種の開發計画の基準となるべきである。

中央計画は、日滿支計画を基準として策定する日本の計画であり、内地外地を一體としてこれを對象とする計画である。この中央計画の策定に當つては、内地外地各地方の特性を發揮させるやう、國家的な見地からする國土の綜合的利用開發計画を立てねばならない。

この中央計画は各省の行ふ事業計画の基準となり、内

地各地方の地方計画や各外地の行ふ開發計画の策定の基準となるものである。中には各省の行ふ事業として直接實施されるものもある。

国土計画の事務の機構

以上の国土計画は内閣總理大臣の主管とし、その事務は企畫院が掌るが、計画の策定と運用に關する諸問題關として、内閣に官制による国土計畫委員會を設置することになつてゐる。

各省は国土計画の策定に參畫し、その所管に從つて計畫の内容事項の調査、計畫、實施に當るのである。計畫の實施に當つては、内閣總理大臣は各廳の行ふ事業について必要な統轄を行ふことが出来るやうにしなければならぬ。地方計画についても内閣で統制して、全般の統一を圖るのである。

むすび

世界は今、歴史に嘗て見ないほどの急激な變轉を見せ

ようとしてゐるが、これは要するに、從來の唯物的個人主義、自由主義、營利主義の行詰りである。これに代つて登場すべきものは、經濟的にいへば、國家目的のために國家の資源と勞力、資本と技術とを全面的に、しかも計画的に利用開發動員すべき計畫經濟であるべきことは當然である。自由主義國家といはれるイギリスやアメリカでは、国土計画に類似した計畫が研究されてゐるのである。

この国土計画が立てられた時には、産業、經濟、交通、文化等の諸施設と人口の配分は、この計畫に從つて合理的に編成されることになるのであり、國家の諸種の政策も国土計画を基準として、計画的に、統一的に推進されるやうになるのである。国土計画によつて我が國の經濟建設の基本方式が確定すれば、最近問題となつてゐる産業經濟界の不均衡、各種の行き違ひなどの問題も解決するものと確信する。

なほ、閣議に於て決定された国土計畫設定要綱は次の通りである。

國土計畫設定要綱

昭和二十五年四月
閣議決定

第一、國土計畫設定の趣旨

帝國の理想に基き、時勢の進運に對處して新東亞建設の聖業を完遂する爲には、東亞諸邦を對象とする綜合的經營計畫を樹立し、之を基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊なるものあり

即ち日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖るを目標として國土計畫の制を定め、地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも稽へ、産業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て綜合的に合目的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し、一貫せる指導方針の下に時局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとす

第二、計畫の種別並選用

一、日滿支計畫

日滿支三國を通ずる國土の綜合的利用開發の計畫にして、その各國を以て各單位地域とし、之に對する人と施設との

合理的配分方針を策定するものとす

日滿支計畫は關係各國の行ふ國土計畫的事業策定の基準たるべきものにして、專斷に關しては中央計畫策定の基準たるものとす

二、中央計畫

中央計畫は内外地全般を對象とする計畫にして、日滿支計畫を基準として策定を圖るものとし、内外地各地方の特性を發揮せしめ國家的見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす

中央計畫は各府縣所管行政の基準となりて運用せらるべく、内地に於ける各單位地域別地方計畫及外地に於ける開發計畫策定の基準となる。各府縣所管の事業として直接實施せらるべきものとす

第三、策定要領

一、國土計畫に關する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の綜合國防力の増強を圖るの見地より常に發展的に統一的に之を行ふものとす

二、計畫立案は一定の目標時期を定め、日、滿、支、南洋を

含む東亞共榮國の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす

三、計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす

四、經濟に關する計畫に付ては東亞共榮國內に於ける資源の開發、保全、涵養に依る必要物資の確保とその適正なる交流配分を圖り、併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす

五、人口に關する計畫に付ては人口の量的質的増強とが地域的職能的の適正なる配分を以て目的とす

六、基礎調査は各府縣の調査を統合し、民間の協力を得て内外に互る關係資料の整備を圖るものとす

第四、主要策定事項

一、日滿支經濟配分計畫

二、工業配分計畫

イ、重化學工業の業種別配分計畫

ロ、輕工業の業種別配分計畫

ハ、工業地帯配分計畫

ニ、礦産資源開發計畫

三、農林畜水産業配分計畫

イ、農業計畫

ロ、林野計畫

ハ、水産計畫

四、綜合的交通計畫

イ、内外地交通通信整備計畫

ロ、東亞交通通信整備計畫

五、綜合的動力計畫(燃料を含む)

六、綜合的治山治水及利水計畫

七、綜合的人口配分計畫

イ、都市配置に關する計畫

ロ、職能別人口配分計畫

ハ、地域別人口配分計畫

ニ、綜合的移民計畫

ハ、文化厚生施設の配分計畫

九 單位地域別計畫の基本方針

第五 事務の機構並其運用

- 一、國土計畫は内閣總理大臣の主管とし、その事務は企畫院をして掌らしむ
- 二、内閣に官制に依る國土計畫委員會を設置し、國土計畫の策定並運用に關する諮問機關たらしむること
- 三、各府は國土計畫の策定に參畫し、その所管に従ひ、計畫の内容たる事項の調査、計畫、實施を掌る

- なる統緒を行ふことを得るものとする
- 地方計畫に付ても内閣に於て之を統制す
- 四、各府に設置せられある各種會議、調査會、委員會等は必要に應じ國土計畫委員會と密接なる連絡を保持すべきものとす
- 五、日滿支計畫に關する滿支兩國との連絡は各關係所管廳を通じて之を行ふ
- 六、中央計畫の外地に於ける實施は一般的に各外地官廳の所管とし拓務省(關東州に付ては對滿事務局)之を統制す

閣僚の補充

(九月二十八日親任式)

- 鐵道大臣 從三勳二 小川 郷太郎 六五
- 拓務大臣 從三勳一 秋 田 清 六〇
- 厚生大臣 從三勳二 金 光 庸 夫 六四

明治三十六年東京帝大法科卒、京大經濟學部長、後政界に入り衆議院議員當選七回、昭和四年七月大藏事務次官(廣口内閣)同十一年三月商工大臣(廣田内閣)岡山縣出身

明治三十四年日本法律學校卒、明治四十五年五月以來衆議院議員當選九回、昭和二年滿洲政務次官、同三年内務事務次官、同七年衆議院議長、同十二年内閣參議、同十四年十一月厚生大臣(阿部内閣)徳島縣出身

大正二年大正生命保險會社を創立、昭和九年同社長、大正九年以來衆議院議員當選七回、昭和十二年七月衆議院議長、同十四年八月拓務大臣(阿部内閣)大分縣出身

女子未經 驗労働者 初給賃金の基準決定

厚生省労働局

はし が き

工場や鑛山に初めて入る 未經驗労働者の 初給賃金は、國家總動員法に基づいて制定された賃金統制令によつて、最高額、最低額を地方長官が定め得ることになつてゐるが、男子については去る八月、全部その公定を見てゐるが、男子については去る八月、全部その公定を見てゐるが、男子の初給賃金は、滿十二歳から滿二十歳未満の者に限られ、全國に互つて昨年九月十八日の賃金水準を基礎として、公定されたものであつて、全部の産業に適用されることになつてゐる。

女子未經驗労働者の初給賃金は、今まで公定されてゐなかつたが、最近工場や鑛山等で、男子の労働者が不足して來たため、女子労働者の需要が激増して來たから女子

の初給賃金も公定してその適正を期すると共に、女子未經驗労働者の争奪を防止して、勞務需給の圓滑を圖る必要が痛感されるに至つた。そこで女子未經驗労働者の初給賃金を全國一齊に公定して、十月一日以後に雇入れられる労働者に對して適用することになつたのである。

初給賃金決定の基準

賃金統制令によつて、地方長官又は鑛山監督局長が、未經驗労働者の初給賃金を公定する場合に、各地方の初給賃金が區々では、適正な統制がでないから、厚生大臣が豫じめ中央賃金委員會に諮問して、各地方で公定される初給賃金の基準を作成して、これを指示することになつてゐる。

地方長官又は鑛山監督局長は、厚生大臣の示した基準

によつて、管内の産業界の實狀とか、勞務需給の狀況とか、或ひは賃金水準等の實狀に即した初給賃金の額を定めるのである。今回女子の初給賃金に關して厚生大臣から示された基準は次の通りである。

工場に於ける女子初給賃金の基準

- 一 一日の總就業時間(休憩時間を含む以下之に同じ)十時間以内の場合に於ける最高額及び最低額は別表(一)の最高額及び最低額の範圍内に於て之

工場未経験労働者(女子)初給賃金基準額

府 縣 別	十二歳以上十四歳未満	十四歳以上十六歳以上	十六歳以上十八歳以上	十八歳以上
東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、香川、徳島、高松、岡山、広島、山口、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	82 六五 48	88 七〇 52	95 七五 55	100 八五 61
山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛媛、高知、徳島、香川、岡山、広島、山口、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	76 六〇 44	82 六五 48	89 七〇 51	96 七五 54
青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京都、神奈川、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛媛、高知、徳島、香川、岡山、広島、山口、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	67 五五 40	76 六〇 44	83 六五 47	90 七〇 50

備考 日本数字は標準額、算用数字は最高額と最低額を示す

を定めること

二 特別の事情に依り必要あるときは地域又は事業を限り前號に拘はらず最高額又は最低額を定むることを得る

三 事業主の都合に依らずして一日の總就業時間が所定就業時間に満たざる場合に於ては第一號又は前號の最低額を下ることを得る

四 一日の總就業時間十時間を超える場合は十時間を超える一時間毎に第一號又は第二號の最高額にその十分の一に相當する額(一時間未満の就業については此の割合を以て算出したる額)を加算したるものを以て最高額と定める

五 請負給制の場合に於ける最高額及び最低額は月額に依る

右最高額、最低額は毎月(賃金締切日の定ある場合はその最終賃金締切日前一月、雇入後一月に満たざる場合はその期間)の稼働日毎に前各號に依り算出したる最高額、最低額の合計を以て最も依る

高領、最低額とすること

鑛山に於ける女子初給賃金の基準

- 一 一日の總就業時間(休憩時間を含む以下之に同じ)十時間以内の場合に於ける最高額及び最低額は別表(二)の最高額及び最低額の範圍内に於て之を定めること
- 二 特別の事情に依り必要あるときは地域又は事業を限り前號に拘はらず最高額又は最低額を定むることを得る
- 三 事業主の都合に依らずして一日の總就業時間が所定就業時間に満たざる場合に於ては、第一號又は前號の最低額を下ることを得る
- 四 一日の總就業時間十時間を超える場合は、十時間を超える一時間毎に第一號又は第二號の最高額にその十分の一に相當する額(一時間未満の就業については此の割合を以て算出したる額)を加算したるものを以て最高額と定める
- 五 請負給制の場合に於ける最高額及び最低額は月額に依る

第二表

鑛山未経験労働者(女子)初給賃金基準額(坑外天)

年 齢 別	鑛 種 別			
	石炭	金	銅	その他
十二歳以上十四歳未満	84 七〇 51	84 七〇 51	84 七〇 51	84 七〇 51
十四歳以上十六歳以上	95 七五 55	95 七五 55	95 七五 55	95 七五 55
十六歳以上十八歳以上	108 八五 62	101 八〇 59	101 八〇 59	101 八〇 59
十八歳以上	120 九五 70	114 九〇 66	114 九〇 66	114 九〇 66
全 國	72 六〇 43	78 六五 47	80 七〇 51	83 六五 47
大 東 京	78 六五 47	84 七〇 51	89 七五 55	95 八〇 59
仙 臺 圏	84 七〇 51	89 七五 55	95 八〇 59	101 八〇 59
石 油 山	83 六五 47	89 七五 55	95 八〇 59	101 八〇 59

備考 日本数字は標準額、算用数字は最高額と最低額を示す

額に依る

右最高額、最低額は(毎月賃金締切日の定ある場合はその最終賃金締切日前一月、雇入後一月に満たざる場合はその期間)の稼働日毎に前各號に依り算出したる最高額、最低額の合計を以て最も高領、最低額とすること

工場的女子未経験労働者の初給賃金決定の基準を見

れば、賃金の基準額は一日の總就業時間(休憩時間を含む)が、十時間以内の場合の最高額と最低額と標準額が定められてゐる。従つて、たとへ八時間だけ働いても、或ひは九時間だけ働いても、最高額までは法律上は許されてゐるが、これに反し、所定就業時間八時間の場合に、二時間残業をして合計十時間になるやうな場合でも、別表に掲げた最高額を超えることは出来ないのである。

この額は別表の通り、地方別の階級になつてゐるが、これは地方による賃金水準、その他生活費等の相違を考慮して全國を三階級にしたのである。なほ別表の基準額は昨年九月十八日の賃金水準を基礎として定められたものであつて、手當や實物給與等を合算した額である。

次に地方長官又は鑛山監督局長は、特別の事情に依り必要ある場合は、地域又は事業を限つて、厚生大臣から示された基準額と異つた額を公定することが出来ることになつてゐる。しかしこれは極く例外的の場合に限られてゐる。

以上に述べた工場及び鑛山の女子未経験労働者の初給賃金は、男子の初給賃金と同じ方法で公定され、またその運用方針も男子と大體同様である。

たゞ基準額の定め方で男子と異つてゐるのは、年齢階級の区分である。男子の初給賃金は、十二歳から二十歳までの者を、各歳毎に区分して賃金を定めたのであるが、女子については高年齢の者と、低年齢の者との賃金の差異が、男子の場合のやうに甚だしくないから、各歳別には定めずに二歳毎の階級に区分した。女子の初給賃金が男子の初給賃金に比べて特徴的なことは、低年齢の者の賃金が、男子よりも比較的高いといふ點である。即ち女子の賃金は十二、三歳の頃は男子の賃金と大體同一である。しかし、女子の場合は、年齢が進んでも、極めて僅かしか賃金が上昇しないので、高年齢では男子の賃金より遙かに低いのである。

なほ賃金統制令によつて、未経験労働者の初給賃金が公定された場合、事業主は未経験労働者を雇入れてから三ヶ月間は公定された賃金の最高額、最低額の範囲内で

また労働者の一日の就業時間が、事業主の都合によらずに、その工場事業場で定められてゐる就業時間だけ働かなければ、例へば職工の個人的な都合による早退や遅刻や或ひは電力不足等による就業時間の短縮のやうな場合は、事業主は最低額より低い賃金を支拂つても差支へない。

一日の總就業時間が十時間を超える場合の最高額は、十時間を超えた一時間毎に、公定された最高賃金の十分の一の割合(例へば三十分超過労働の場合は、その最高額の二十十分の一)を最高額に加算した額が最高額となるのである。なほ請負賃金制の場合の初給賃金の最高額や最低額は、一日毎に賃金を計算するものでなく、一ヶ月毎に計算するのである。

鑛山の女子未経験労働者の初給賃金の基準は、前に述べた工場のものと同様の趣旨である。

鑛山の男子は坑内夫と、坑外夫とに区分して初給賃金が公定されてゐるが、女子は坑外夫だけについて定められてゐる。これは女子の坑内作業は法令に依つて制限されてゐるからである。

その労働者に賃金を支拂はなければならない。そして、その適用を受ける労働者は、賃金臨時措置令の適用を受けないことになつてゐるのである。

むすび

以上女子未経験労働者の初給賃金について、簡単に述べたが、最近労働者が拂戻してゐる折柄、事業主が未経験労働者を争奪するために、競つて公定の最高額を支拂つたり、或ひは雇入後三ヶ月を経過してから、賃金を不相應に引上げるやうなことがあつては、公定初給賃金に依る統制の趣旨を没却するのであるから、雇主はこの點を理解して充分自戒されるやう希望する。

今やわが國は、國家の總力を擧げて、東亞の新秩序建設に邁進してゐるのであるが、賃金の統制もその企圖するところは、軍需を充足し生産の擴充を圖るとともに、國民生活の安定を圖り、以て國家總動員目的達成に資せんとするものであるから、特に、事業主も労働者も、共にこの統制に協力せられんことを願つてやまない。

電気通信の話

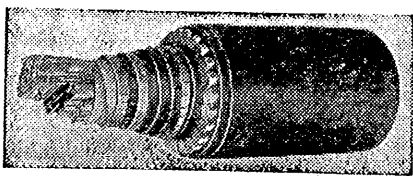
逓信省

今年、わが國でカチ〜と電信が始められてから丁度七十年、モシ〜と電話が通じてから五十年、「J・O・A・K、こちらは……」とラヂオが國民に呼びかけてから十五年目といふやうに、日本の電気通信事業にとつては本當に意義深い年です。特に、今年には紀元二千六百年といふ輝かしい年でもありますので、關係者の間では、それについていろいろ記念の催しや仕事が行はれることとなつてゐます。

次に最近の電気通信技術の大體の模様を記して、わが國電気通信政策の基をなす新しい技術を理解していただき、それが國運の伸張にどんなに貢献してゐるかを考へて見ませう。

無装荷搬送方式

先づ、長距離電話線の標準方式である無装荷ケーブル搬送方式について説明しましょう。これは「無装荷」といふ名前そのものが異様に思はれますが、こ



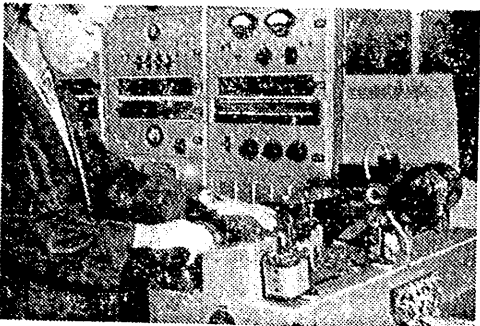
これに對して、誘導線輪縁の心を捲いたものを、ケーブルの途中に押しこめば、電流が途中で弱まることなく、長い距離の通話も出来る」と發表し

これは装荷線輪を用ひなさいといふことなのです。かつてケーブル(鋼線に紙などをまき、絶縁した多数の線を集めて鉛で包む)が發明された時一番困つたのは、送り出した通話電流が短距離のうちには弱つてしまつて、長い距離では通話が出来なくなつてしまふといふことでした。

たのがビュビン教授であつて、このやうに誘導線輪を施した方式を装荷方式といひ、挿入する誘導線輪を装荷線輪といふのです。この方式は、一時全世界の長距離通信方式を風靡し、わが國でも、早い頃、東海道のケーブルに採用されました。

しかしこの装荷方式は、その本質として遮断周波数をもつてゐます。例へば二百サイクルとか、五百サイクル、千サイクルといふやうな低い周波数なら通ずるのですが、二千五百サイクル以上三千サイクルくらゐになると回線を通ることが出来なくなるのです。つまり、この回線を通過することの出来る周波数にはある限界があつて、それ以上の周期電流は通さない性質があります。

その上、傳播時間が遅いためいろいろ不都合を生ずるので、そのため長い距離の通話に「無装荷」といふ名前がつけられたのです。



眞電送装置

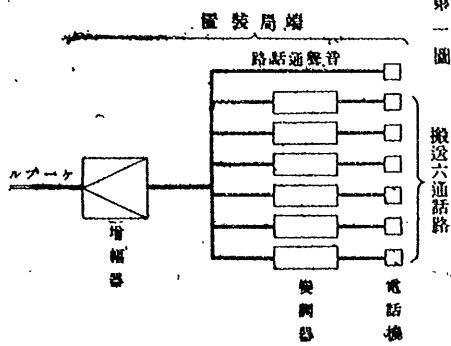
言つても、この言葉が向ふに着いて、それから相手が返事をし、この返事が歸つてくるのに相當の時間がかかり、丁度覺りの悪い人と話をするやうなもの

で、會話がすこぶる間のぬけたものになり、結局電話としての使命がはたせないことになるのです。

勿論、かうした不都合を取除くためには、いろいろ工夫が凝らされたのですが、どれもこれも満足な結果を得ることができませんでした。そこで結局は、本質の問題として装荷線輪を全廢した無装荷方式に進まねばならないといふことを、諸外國に先立つて提案したのがわが國です。純國産の新らしい技術による無装荷ケーブル搬送方式は、かくて逓信部内のみならず、關係製造會社の協力によつて完成し、今や世界各國に於て長距離電話線の標準方式として用ひられるに至つたのです。

この方式の概要を第一圖で説明しま

すと、ケーブル心線一対に對して送り込まれる電話の数は、音聲回線(音聲をそのまゝ傳へる回線)も入れて、一度に七回線であります。右端の七箇の電話機



第一圖 搬送六通話路

がこれを表します。各電話機からの話は、音聲回線はそのまゝ通りですが、その他の回線はそれ／＼變調器にかゝ

ります。そして、この變調器を通じて、音聲周波數(大體二〇〇—二、五〇〇ナイクル)以上の高い周波數となつて回線を傳はります。かうして、一度に七回線送り込まれた電流は、受信装置で更に分離されすべて音聲に直されて通話が出来るのであります。これは丁度、ラジオに第一放送、第二放送があつて、それが混信なしに聴取出来るのと同じ原理なのです。

長距離回線で一番經費のかゝるのはケーブルです。従つて一本のケーブルを出来るだけ多く通信路として利用すればそれだけ経済的になります。無裝荷ケーブルならば先に述べたやうに、誘導線輪を入れた裝荷方式と違つて遮断周波數がありませんからいくらでも多重に用ひることが出来ます。つま

り無裝荷ケーブル搬送方式は質としてすぐれてゐる上に、非常に経済的でもあるのです。

先ごろ開通しました東京—新京間、東京—天津間の有線電話も大部分この無裝荷ケーブルによつて行はれてゐます。

自動交換機

次は交換機です。多數の電話加入者の電話機は相互に交換機によつて結びつけられます。同一市町村内は勿論のこと、遠く新京、ベルリンとの間の通話もみな交換機によつて結ばれます。交換機には、通話の度にハンドルを廻はさねばならない磁石式電話機、受話器をあげると交換手の出で来る共電式電話交換機、加入者が自分でダイヤル

を廻して相手呼び出す交換手が必要としない自動電話交換機があります。その中でも自動電話交換機は頗る便利でわが國の主要都市は大部分この自動電話交換機によつてゐます。この自動電話交換機にも、色々の種類があつて、従来、わが國では米國のストロー

ジャー式、ドイツのジーマンス式等を使つてゐました。しかし、かうした外國の方式によることは、たとへば機械は内地で製造出来ても特許を通して外國の支配を受けなければならず、まことに残念なことなので、逕信省では多年にわたる研究の結果、T型自動電話交換機を完成して、意義深い本年の二月から古都奈良にこれを實施致しました。この交換機は技術的にも優秀なはたらきをもつてゐるのみならず、經濟

的にも従来の自動電話交換機を抜いてをり、今後廣く各地に實施されようとしてゐます。

印刷電信交換

さて、電話はこのくらゐにして、次に電信について述べませう。電信について、最近著しい發展を見たのは長距離都市相互間の印刷電信交換と模寫電信(名葉街電報)です。

長距離都市相互間の印刷電信交換は電信の人手中繼を廢する方式です。従來の人手中繼では、例へば千葉から大阪へ電信を送る時は、先づ、千葉で打つた電信を東京で受けます。そして、こゝで一度文字になつた電信が、更に東京から大阪へ送られ、大阪で再び文字になつたのです。

従つて、この方式では中繼ぎに要する人手と時間が大變かゝります。そこに注目したのが、印刷電信交換です。この装置は、自動交換機を用ひて、全國の電信局と直接に通信することが出来るやうになつてゐるもので、例へば第二圖について説明すると、先づ、集信局(例へば千葉)でダイヤルを廻すと、各交換機のワイパー(開閉器)は、ダイヤル通りに廻轉し、相手局(京都)まで直通線を作成し、自動的に相手局(京都)の受信機を動かして電報を送ることが出来るのです。この場合、相手局が他局と通信して居れば、ワイパーは自動的に、電報蓄積装置に接続されて、ここに電報は溜ります。そして相手局と他局との通信が終り次第自動的に電報は蓄積装置から著信局(京都)に送り込

まれるのです。この通信に當つては、送信者の外一切入手がいらす、すべて自動的に送受されるので、中継のための

便利に、その上入手中継の場合起り易い間違ひもなく送ることが出来ます。

模寫電信

次は模寫電信ですが、これは葉書大の頼信紙に書かれた漢字交りの電文がそのまま送られるのです。原理は従来の寫真電送と同じで、たい著るしく簡易化されてゐるだけです。

超短波無線

最後に無線方面について見ますと、超短波通信と航空無線があります。従来、超短波は全く顧みられなかつたのですが、これを取り上げて實用に供し現在、實際に用ひられてゐます。例へば海峽は原則としては海底ケーブルに

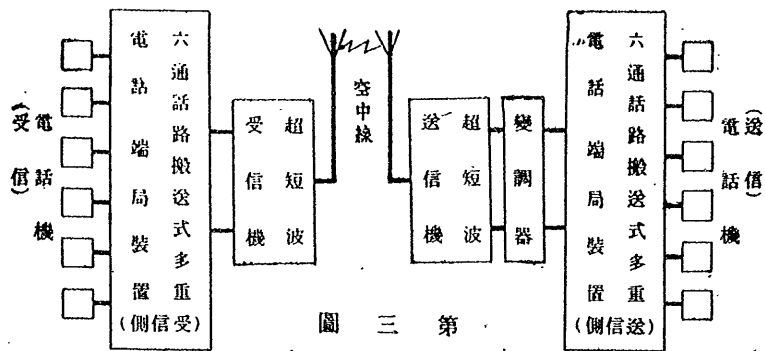
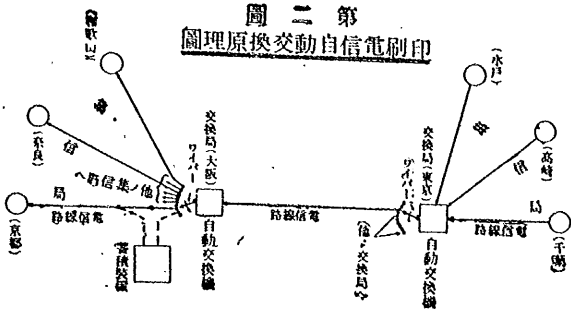
人手と時間を節約することが出来、これによつて電報はまことに速く、且つ

よつて連絡されますが、一度海底ケーブルに障害が起りますと、何分にも海のことでありますのでこの修理には多大の時間を要します。かうした缺點を補つて通信の確實性を増さうとするのが、即ちこの超短波無線です。用ひられる波長は極めて短く、先に説明した無装荷方式と同様に一度に六回線を通すことが出来ます。



超短波式多路搬送電信機

第二圖 印刷電信自動交換原理圖



第三圖

よつて連絡されますが、一度海底ケーブルに障害が起りますと、何分にも海のことでありますのでこの修理には多大の時間を要します。かうした缺點を補つて通信の確實性を増さうとするのが、即ちこの超短波無線です。用ひられる波長は極めて短く、先に説明した無装荷方式と同様に一度に六回線を通すことが出来ます。

航空無線

なほ航空無線の方では最近發達の著るしい航空機に對して、コースを間違へないやうに無線によつて導く装置として航空無線標識があります。この航空無線標識のことは、前號の週報(九月二十五日發行第二〇六號)で説明しましたから、こゝでは省略します。

この大體の模様は、第三圖に示しましたが、先づ、送信機は水晶振動子を用ひ、これによつて、非常に周波数の安定した發振器から出た電氣振動を基にして、この周波数を數倍し、更に電力を増して空中線に導きます。空中線はビーム空中線で目的方向にのみ電波を良く導きます。一方受信側も同様な空中線でこれを受け、再び音聲に直す

以上最近の通信技術のほんの一部を紹介したのですが、選信省では無装荷ケーブル搬送方式の發明以來、純國産をモットーとして、材料に機器に方式に、その國産化に絶えず努力を注いでゐるのです。

米穀の配給統制について (下)

一 臨時米穀配給統制規則の解説

農 林 省

第五條 販賣組合聯合會ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣内ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀商統制團體ニ

販賣スル場合ヲ除ク外全國米穀販賣購買組合聯合會(聯合農業者庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ)以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情

ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

全國米穀販賣購買組合聯合會ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ前項ノ規定

ニ依リ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ

米穀商統制團體ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣内ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀取扱業者又ハ其ノ團體ニ販賣スル場合ヲ除ク外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但

シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條の規定によつて、米穀は道府縣區域の販賣組合聯合會又は米穀商統制團體に集荷されることとなるが、これを道府縣内に如何にして配給するか、また移出力ある生産縣ではその移出を如何に統制するか、それが本第五條の規定である。

道府縣販賣組合聯合會に集荷された米穀は先づ當該道府縣内の消費米としてこれを配給しなければならぬ。

その配給の方法は、販賣組合聯合會から直接消費者または小賣商に販賣することを避け、分散配給は商人系統を主流とする建前の下に、道府縣販賣組合聯合會から當該道府縣の米穀商統制團體に販賣するのを原則とする。

その配給の數量なり時期なりは、地方長官の指示に従ふこととし、配給を受けた米穀商統制團體は、米穀の小賣業者またはその團體を経て消費者に配給する。

道府縣内消費米はかうして處理されるが、生産縣にはそれ以外に縣外移出米がある。縣外移出米の販賣経路は、道府縣販賣組合聯合會から、全國的系統機關である全國米穀販賣組合聯合會またはその經營する聯合農業者庫に、全部出荷することとしたのである。道府縣販賣組合聯合會の集荷米はかうして處理されるが、道府縣内消費米の配給については、従來販賣組合聯合會から直接消費者團體なり、大口需要者なりに配給してゐた實績はこれを認めるのが妥當であるとの趣旨から、但書の規定を設け、當該道府縣内の消費者團體、大量消費者等に對しては、當該地方の配給の實情により、従來の實績に應じ地方長官の許可の下に、米穀商統制團體を経ず直接配給を認める方針である。本條第一項はこの趣旨である。

かうして全國米穀販賣購買組合聯合會に集荷された米穀は、政府又は日本米穀株式會社以外には販賣し得ない。

い。但しこの場合にも、従來全國米穀販賣購買組合聯合會が、消費者團體、大量消費者等に直賣してゐた分については、現在精米設備を持つてゐる關係もあり、或ひはその實績程度からは認める必要があるかも知れないので、この場合には農林大臣の許可の下にこれを認めることもあるといふ餘地を残した。これが第二項である。念のために一言しておきたいのは、本條第二項にも「前項ノ規定ニ依リ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀」とあるやうに、第二項の規定は農村から單位組合、道府縣販賣組合を経て集荷された販賣事業に屬する米穀の處理規定であつて、全國米穀販賣購買組合聯合會が政府米等の拂下げを受けた購買事業に屬する米穀には、適用がない。

米穀商統制團體の集荷した米穀については第三項の規定がある。即ち、當該道府縣内の消費米の配給は地方長官の指示により、米穀小賣業者またはその團體に販賣する。道府縣内配給米以外の米穀は政府または日本米穀株式會社以外の者には販賣し又は販賣の委託を爲し得ない。但し、道府縣内配給米については、従來、米穀商統制

團體或ひはその組織員が販賣してゐた消費者團體または
大量消費者等については、當該地方の配給事情の上か
ら必要ある場合は、地方長官の許可の下に、實情に應じ、
小賣商を省略した直接販賣を認める方針で但書が設け
られてゐる。販賣組合聯合會の場合と異なるのは、米穀
商統制團體の場合には、道府縣のこれ等の團體から直接
政府なり日本米穀株式會社に出荷することであり、販賣
組合聯合會のやうに全國機關を通さない點である。

第六條 日本米穀株式會社ハ政府又ハ米穀商統制團體以外
ノ者ニ米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ
農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

この規定によつて日本米穀株式會社は、内地米の民間
取引が許される場合一政府が買入をしない場合一の全國的
機關たる地位を與へられたのであるが、それ以外にも日
本米穀株式會社は、外地米を賣付け、或ひは政府米の拂
下げを受けて配給することもある。かやうに、會社が取扱
ふべき米穀は、政府又は道府縣の米穀商統制團體以外に
は販賣し得ないこととして、配給の統制を圖ることが本

條の眼目である。實際は會社から米穀商統制團體に販賣
するのが原則であるが、會社の手持米が多くなつたやう
な場合には、政府がこれを買入れる必要の起ることも豫
想されるので、政府にも販賣し得ることとしたのであ
る。かくて日本米穀株式會社は卸または小賣には原則
として進出し得ないこととなつたのであるが、日本米穀
株式會社は、外地に米穀を販賣すること、その他特別の
事情ある場合には内地にも例外的に配給を爲す必要が起
ることもあり得るので、こんな場合には農林大臣の許可
を受けさせることとしたのである。

第七條 農林大臣ノ指定スル地ニ於テハ米穀商統制團體
ハ地方長官ノ指定スル米穀小賣業者ノ團體以外ノ者ニ
當該地ニ配給スベキ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス
コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ
タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主要消費地では、卸商の組織する米穀商統制團體か
ら小賣業者の組織する團體に直接配給する團體取引を行
はせようとするが本條の主旨である。即ち、卸商個々の

活動を認めず、米穀商統制團體で共販し、買受も小賣業
者個々の買付を認めず、小賣業者の團體の共同買付を行
はせようとする考へである。個人配給を認めると、個
人の自由意志に基づく配給の不公平または経費の無駄を
招き易いが、團體配給とすれば、こんな配給上の凹凸を
防止することが出来るだけでなく、配給統制上必要な
地域的配給方針も實行可能となるのである。然しこんな
團體配給は、配給機構上相當の變革であるから、實行
可能な地から順次行つてゆかうといふ方針で、農林大臣
がその地を指定し實行に移す仕組である。但書は、消
費者團體、大量消費者等に米穀商統制團體から直接配給
を認める必要があることを考慮して設けた規定である。

第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第四條
ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ爲スコトヲ得ズ
第三條又ハ第四條のやうな規定を置いて、いろいろ
の名義でこれを滑る虞れがあるから、名義が何であらう
と脱法行為は一切禁絶するといふ趣旨である。

第九條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲メ特

ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的
ヲ以テ占有スル者ニ對シ倉庫、期間其ノ他必要ナル事項
ヲ定メ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ヲ寄託スベキコトヲ
命ズルコトヲ得

米穀は全國多數の農家によつて生産される關係上、米
穀が各農家に分散してゐるが、これは配給統制上支障が
多い。米穀を調製俵裝して一定箇所に集積し、何時でも
出荷し得る状態に置いておくことは配給統制上是非必
要なことである。また次に説明する最後の手段たる強制
買入も、この準備なくしては實效を擧げることが出来な
い。この意味から寄託命令の權限を農林大臣と地方長官
に賦與したのが本條である。事實問題としてこの寄託命
令は、寄託の強制に伴ふ金利、倉敷料等の補償と相俟
つて發動されることとなるだらう。地方長官がこの寄託
命令を爲す際には農林省の承認を受けることを要する。

第十條 米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ
其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ニ付農林大臣ヨリ昭和十四
年農工商省令第八號第二項ノ規定ニ依リ告示スル最高販賣

價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

本條は本規則施行と同時に廢止された昭和十四年農林省令第六十二號「米穀配給統制法第四條第一項及米穀統制法第十一條ノ規定ニ依リ米穀ノ配給統制ニ關スル應急措置ニ關スル件」第一條の強制買入に關する規定と同一のもので、右の省令を廢止した關係から、本規則中に規定したのである。但し本條は廣く米穀所有者に對し強制買入の申込が出来ることとなつた點で、舊省令の第一條よりも適用の範圍が廣くなつてゐる。

本條は、農林大臣から公定最高販賣價格による米穀買入の申込があつたときは、その申込に應じその賣渡を爲すべしとの規定であつて、米穀配給統制の最後の賣刀として濫用を避くべきものである。

なほ、この機會に附言して置きたいことは、本規則施行と同時に廢止された昭和十四年十一月農林省令第六十二號第三條のやうな「地方長官が關係官吏または吏員をして營業所、倉庫その他の場所に臨檢し、帳簿物件の

検査を爲さしむることを得る」といふ規定が、本規則中に規定されてゐない點であるが、右のやうな地方長官の權限は、本規則の根據法である「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」第三條によつて當然爲し得ると解釋されるからである。即ち、既に第三條の規定があるから重複して規定しなかつたことに留意されたい。

第十一條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲メニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ若ハ占有スル者、市農會、町村農會、販賣組合、農業倉庫業者、米穀商統制團體其ノ他米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理者ハ媒介ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニ對シ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

農林大臣、又は地方長官は米穀の配給上必要な各般の命令を出し得るわけで、その命令とは、處分命令は勿論のこと、地方長官は府縣令のやうな法規命令も出し得るのである。地方長官が本條に基づく命令を爲さうとするときは本省の承認を受けることを要する。

第十二條 日本米穀株式會社、全國米穀販賣購買組合

會、道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會又ハ米穀商統制團體ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ買渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル年月日並ニ其ノ買受人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所

米穀の集荷、配給の實際を明瞭にし、配給統制上配給の凹凸、不正取引、偏在等をなくする意味から、米穀の集荷、配給を爲す道府縣以上の團體に取扱實際を記載させることとした規定である。本條の「米穀の種類別」は、内地米（水陸、種別、銘柄等級別）朝鮮米、臺灣米、外國米の別及び裸、玄米、精米の別に記載していただきたい。

第十三條 米穀小賣業者 組合員ノ爲ニ米穀ノ買入ヲ爲ス購買組合、漁業組合若ハ商業組合又ハ其ノ聯合會其ノ他組織員ノ爲ニ米穀ノ共同買入若ハ買入ノ斡旋ヲ爲ス團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及買受ノ年月日並ニ其ノ買渡人ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シタル米穀ノ數量、價格及賣渡ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
- 三 買入ノ斡旋ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及斡旋ノ年月日並ニ其ノ買渡人及買受人ノ氏名名稱及住所

規定の趣旨は前第十二條と同様である。米穀の種類別の内容も亦前條で説明した所によられたい。「組織員」は爲めに米穀の共同買入若しくは買入の斡旋を爲す團體に大小限りなくあるが、相當數量の取扱ひを爲す團體にだけ記帳義務を負はせることとしその範圍は地方長官の指定に委した。

第十四條 第三條第一項第一號ニ該當スル場合ニ於テ米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ前月中ニ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量及價格並ニ其ノ買渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所ヲ地方長官ニ報告スベシ

第三條第一項第一號の特別の事情によつて地方長官の許可を受けたときは、市町村農會の斡旋を要しないこと

となるが、このやうにして買受けた米穀の取引内容は、配給上知つて置く必要があるので、これを地方長官に報告させることとしたのが本條である。「米穀ノ種類別」とは前條の説明に同じ。「地方長官ノ定ムル所ニ依リ」とは報告の期限等を定めるといふ意味で、本省の方針は前月分をその月の十日までに報告して貰ひたいのである。

第十五條 農林大臣又は地方長官必要アリト認ムルトキハ
第十一條ニ掲グル者ヨリ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

最後に附則第二項について説明を加へよう。

附則第二項は、本規則施行前にはゆる市町村農會の幹事はなかつたので、市町村農會の幹事に任ぜられ自由を買付した産地商人の手持米の販賣方法を規定した経過規定であり、原則として右の米穀は當該道府縣の米穀商統制團體の承認がない限り、當該團體以外の者には販賣し又は販賣の委託を爲し得ないこととしたのである。米穀を買受けたまたは販賣の委託を受けた者であつて、本規則施行の際現にその米穀を所有したまたは販賣の目的を以て

占有するものは多數あり得るが、右の中、販賣組合、農業倉庫業者及び道府縣販賣組合聯合會が販賣の委託を受けた米穀は、本規則施行前のものであつても第四條及び第五條の規定の適用を受けるから、これを除外する必要がある。米穀商統制團體の集荷した米穀についても亦これと同様、第五條の適用で行ける。全國米穀販賣購買組合聯合會、日本米穀株式會社の手持分は、既に中央に集荷されたものであり、地方に逆流させる必要はなく、直接政府から必要な指示をすれば足りるのである。米穀小賣業者、組合員のために米穀の購入を爲す購買組合、購買組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會及び組織員のために米穀の共同購入または購入の斡旋を爲す團體の手持米は、これは消費者に向つての分散配給の途上に在る米であるから、その通り配給すればよい。こんな趣旨でこれ等の者または團體を除外すると、残るのは産地の集荷商人の手持米だけになる。これを集荷統制機關である米穀商統制團體の統制に歸屬せしめるのが附則第二項である。

國民體力法

施行にいつての注意

厚生省體力局

國民體力法が、いよいよ九月二十六日から施行された。國民體力管理制度については、既に説明したから（第六六號）ここでは施行についての具體的説明を中心として述べよう。

被管理者

本法で體力を管理される者、即ち被管理者たる要件は (1)内地に居住すること (2)帝國臣民なること (3)未成年

者なることの三つである。従つて内地に居住する未成年者である限り、臺灣本島人、アイヌ人等もすべて被管理者である。また一時的に朝鮮、滿洲國その他外國に旅行してゐても被管理者である。未成年者とは、生れてから滿二十年になるまでの男女すべてを指すが、當分の内は勅令を以て被管理者の範圍を限定することになつてをり、本年度は、滿十七年以上二十年未滿の男子（徵兵適齡前三年齡）、詳しくいへば、大正九年十二月二日から大正十二年十二月一日までの間に出生した者が被管理者となるのである。なほ未成年者であつても (1)陸海軍軍人にして現役中のもの（未入營及び歸休者）(2)士官を除く又は戰時事變に際し召集中のもの (3)陸海軍の學生生徒 (4)從軍中の軍屬 (5)専ら本法施行地外のみを航行する船舶の乗組員、等は被管理者から除外される。

保護者の義務

被管理者は未成年者であるから、これに對して親權を行ふ者（親權を行ふ者がない時は後見人又は後見人の職務を行ふ者が内地に居住して居れば、その者は保護者として、被管理者の體力向上について種々の義務を負ふのである。被管理者及び保護者の義務といふのは、次のやうなものである。

まづ體力検査については、被管理者は之を受ける義務、保護者は被管理者に検査を受けさせる義務がある。更に保護者は、毎年五月十日（本年度は十月十日）迄に被管理者の居住地市町村長に對して (1)被管理者の氏名、男女の

別、生年月日、居住の場所（口保護者の氏名、居住の場所、被管理者との続柄）（ハ）被管理者が——後に述べるやうに——その使用されてゐる事務所、工場等で体力検査を受ける時はその旨の三つの事項を届出ねばならない。この届出は、被管理者をして体力検査を受けさせるために重要な手續であり、これを忘れれば科料に處せられる。届出後異動のあつた者、届出期日を過ぎてから新たに内地に居住するに至つた者についても、直ちに新居住地の市町村長に同様の届出をなさねばならない。

なほ被管理者を教育、監視又は使用の目的で寄寓させてゐる者がある時は、この者が保護者に代つて義務を負ふ。被管理者が学校や幼稚園に行つてをり、そこで体力検査を受ける場合は、

この届出は不要である。

体力検査の結果必要に應じてなされる指導その他の措置を受けた場合にそれに従ふべきは當然である。体力手帳も被管理者又は保護者が保存する義務があるのである。

これ等種々の義務を履行しない者は罰金が課せられる。

体力検査

体力検査は毎年一回（學生生徒については七、八月）——本年度は一齊に十、十一、十二の三ヶ月——被管理者全員に對してなされるのであつて、体力検査施行者は原則として市町村長である。従つて被管理者は自分の居住する市町村で行はれる体力検査を受けるわけであるが、これには一、二の例外がある。

第一の例外は學校又は幼稚園に在學

又は在園する者であつて、この場合は當該學校長又は幼稚園長が検査施行者であるからそこで受ける。尤も夜間又は季節的に授業を受ける者は原則通り居住地市町村長の許で受けねばならぬ。

第二の例外は、その年、体力検査を受ける者を常時四十人以上を使用してゐる事務所、商店、工場、事業場等に勤めてゐる者である。これ等の事業主又は管理人は一定の事項を地方長官に届出る義務があり、地方長官から体力検査を行ふやうに命ぜられる。この命令があつた時は、その事業場等の名稱、所在地が告示される。被管理者としては自分が体力検査を受けるのは勤務先であるか、居住地市町村であるかを知つてゐなければならぬ。

体力検査は、身長、體重、胸圍をは

かつて、いはゆる體格を見る外、視力、色視、聴力、精神機能、運動機能も検査する。次に國民體力管理醫が疾病の有無を診察するのであるが、この場合に結核、花柳病その他特に指導を必要とする疾病にかゝつてゐる者はレントゲン線その他の方法でなるべく精密に診察する。これを精密検査といふ。

体力手帳

体力手帳とは、体力検査の結果や指導その他の措置が記載されたもので、初めて体力検査を受けた時に交付される。この手帳は翌年以後の検査の場合に提示して、毎年体力検査の結果が記入されてゆくのであるから、被管理者又は保護者が大切に保存しなければならぬ。保存期間は被管理者が満二十年に達する迄が原則だが、徴兵検査の際に提示を命ずる豫定であるから、徴

兵検査を受ける男子は之が終るまで保存しなければならぬ。

体力手帳は、法令の定める場合にのみ提示する義務があり、それ以外の場合には提示を拒むことが出来る。

指導その他の措置

疾病異常検査の際、必要ある時は國民體力管理醫は體力向上に關する指導を與へる。指導の方法は大體、輕易な事項は口頭で、比較的重要な事項は體力手帳に記載する。

體力虚弱な者又は疾病にかゝつてゐる者で、必要ありと認める時は地方長官が國又は公共團體の體力向上施設の利用、就業の場所、時間の制限等體力向上に關する指示をする。この場合、事業に使用される被管理者については、必要ありと認める時は、同時に被管理者を使用する者に對しても指示す

ることが出来るのである。

結核又は花柳病にかゝつてゐる未だ醫師に就いてゐない者は、地方長官が療養に關する處置を命ずる。命ぜられた者が、貧困のため醫者にかゝれない時は、申請により地方長官は、國民體力管理醫につき療養の指導を受けさせることが出来る。

その他の諸注意

先づ雇傭關係についてであるが、使用者は体力検査の結果を不當に援用して、被管理者に對し不利益な取扱をするることがあつてはならない。次に体力検査その他體力管理の事務に従事する者は、職務上被管理者の秘密を知る機会が多いであらうが、絕對にこれを他に漏してはならない。この意味から本法では、秘密漏泄に對して嚴重な罰則の規定を設けてゐる。

文部省推薦レコード

- ◇歌典興行進曲(今澤ふき子作詞 福井文彦作曲) 波岡惣二郎外敷名演奏、吹奏行進曲「興亞」(福井文彦作曲 橋本國彦編曲 陸軍々樂隊演奏) ビクターA四二一一 一枚
- ◇歌典興行進曲(今澤ふき子作詞 福井文彦作曲) 伊藤久男外敷名演奏、吹奏行進曲「興亞」(福井文彦作曲 橋本國彦編曲 海軍々樂隊演奏) コロンビアA一〇一〇〇 一枚
- ◇歌典興行進曲(今澤ふき子作詞 福井文彦作曲) 永田松次郎外敷名演奏、吹奏行進曲「興亞」(福井文彦作曲 橋本國彦編曲 陸軍々樂隊演奏) キング四七〇三三 一枚
- 以上は何れも詞曲共に質實剛健で、よく時代に合致したものであつて、演奏録音共に優秀なものである。
- ◇歌典興行進曲(武内俊子作詞 下總俊一作曲) 東京音楽学校演奏、コロムビア三三三七〇〇 片面 詞曲共に質實優雅であつて青年女子の合唱に適切なものであつて
- ◇歌典國民進軍歌(大毎東日募集 軍事保護院)

陸海軍省選定詞曲 徳山種外敷名演奏、ビクターA四二二三 片面 詞曲共に質實剛健でよく時代に合致したものである。

◇陸軍省の舞(多忠朝作曲 神社音楽協同演奏) ポリドールP五〇五〇 一枚 里神樂の形式によらず宮中で行はせられる正神樂の形式を基として新しく作曲された模範的な神樂である。

寫眞週報(十月二日發行)

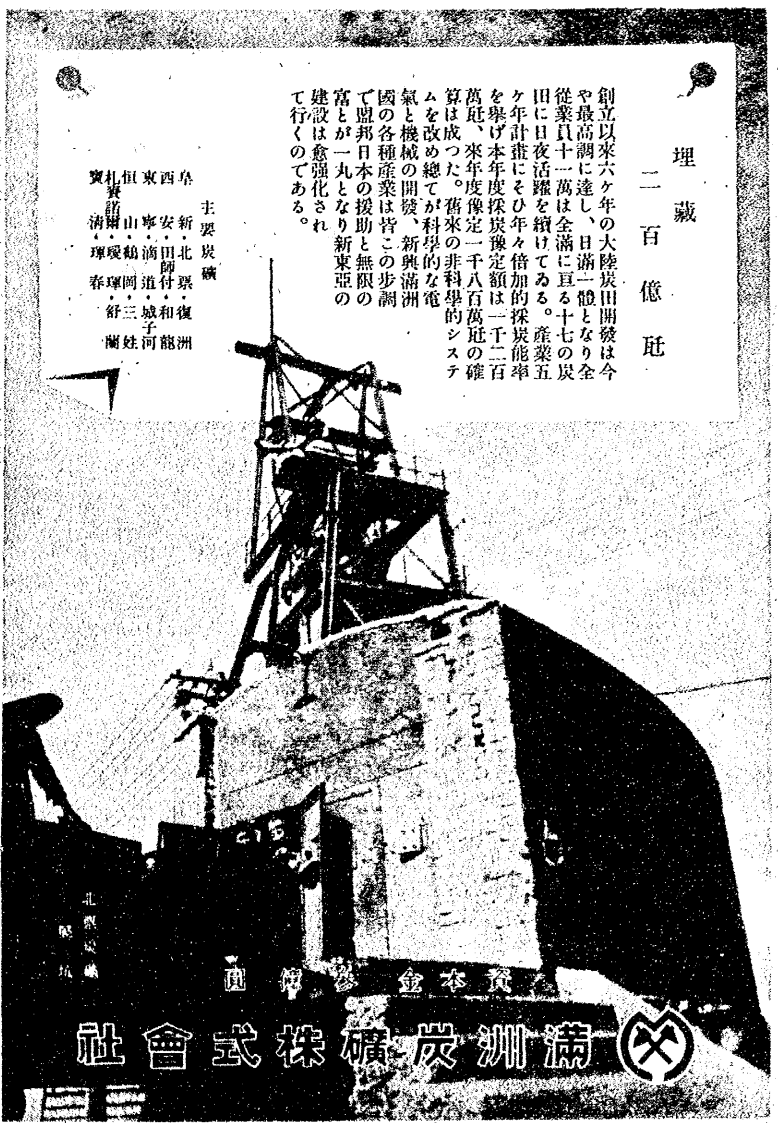
- ☆表紙 戦ふ國際電話交換機
- ☆皇軍佛印に平和進駐
- ☆ロンドン爆撃 海外通信
- ☆若し日本の都市が空襲されたら
- ☆隣組の造つた防空壕 ☆お茶碗を捨てず
- ☆電報が開通して七十年
- ☆電話が引けて五十年
- ☆無線寫眞電送
- ☆日本が世に誇る
- ☆印刷電信交換
- ☆作業服の富岡先生 工場の演劇研究会
- ☆贖物ペイチ
- ☆佛印通駐の意義
- ☆陸軍兵隊の改正
- ☆新設東亞風土記(南洋植民地の巻)
- ☆電報は必至
- ☆模範飛行機の作り方(二)
- ☆発展その他

週報	昭和十五年十月二日印刷發行	一部	五錢送料
印刷部	東京市神田區外神田町	印刷部	東京市神田區外神田町
發行部	東京市神田區外神田町	發行部	東京市神田區外神田町
注意	本誌より轉載の場合は必ず「週報那何日」の旨を明記し、且つ石印複製を内閣印刷局に申請し、許可を得なければならず、本誌記事の複製は断り下され、掲載記事に對する御希望や編輯に關しての御意見も週報編輯部にお知らせ下さい。本誌を他へお送りの場合は郵費一部五錢、本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ。		
御注意	内閣印刷局發行課 電話九ノ路三五一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區外神田町一ノ三三 振替東京九三九〇番 各書店・驛賣店		

埋藏 二百億疋

創立以來六ヶ年の大陸炭田開發は今や最高潮に達し、日滿一體となり全従業員十一萬は全滿に亘る十七の炭田に日夜活躍を續けてゐる。産業五ヶ年計畫にそひ年々倍加的採炭能力を擧げ本年度採炭豫定額は一千二百萬疋、來年度豫定一千八百萬疋の確算は成つた。舊來の非科學的シスマを改め總てが科學的な電氣と機械の開発、新興滿洲國の各種産業は皆この歩調で盟邦日本の援助と無限の富とが一丸となり新東亞の建設は愈強化されて行くのである。

- 主要炭礦
- 阜新
 - 安東
 - 新賓
 - 西寧
 - 北票
 - 復和
 - 東山
 - 田村
 - 遼河
 - 恒山
 - 清原
 - 理環
 - 春理
 - 舒三
 - 蘭姓



三井物産株式會社 三井炭礦株式會社

感冒にプロチン

(登録商標)

プロチンの特色

鎮咳・祛痰の作用兩立 祛痰と同時に鎮咳の效を奏し、祛痰作用に於ては粘膜を刺激することなく、却て之を抑壓し、同時に粘液を溶解し、その咯出を容易ならしむ

副作用なし 不快の味を有せず、胃腸障碍、就中食欲不振、嘔氣、嘔吐なく、何等忌むべき若くは危険なる副作用を伴はず

感冒、氣管枝カタル、咳刺激に喀痰を伴ふ急性慢性呼吸器疾患百日咳諸症に適應

三〇錠・四〇



東京・室町
三共株式会社



週報

昭和十一年十月二日 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

(判LA5]格規定國はさき大の書本)